

三田市総合計画審議会規則

平成 21 年 3 月 26 日

規則第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、三田市附属機関の設置に関する条例(平成 21 年三田市条例第 2 号)第 5 条の規定に基づき三田市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、審議会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(幹事)

第 4 条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員、市の職員その他相当と認められる者のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受けて、所掌事務について委員を助ける。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、総合計画担当課において処理する。

(補則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行後及び任期満了後最初に行われる審議会の会議は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集することができる。